

## 令和6年第3回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年3月27日（水）9時56分から10時22分
2. 場 所 大豊町役場 第3会議室
3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子
4. 欠席委員（0人）
5. 会議日程
  - 第1 会議録署名委員の指名
  - 第2 議案第6号 非農地証明願について
  - 第3 議案第7号 非農地証明願について
  - 第4 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について
  - 第5 その他
6. 会議に出席したもの

事務局長	永野 尊教
書記	都築 利弥
7. 会 議

〔議長〕

ただいまより令和6年第3回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

出席委員は、9名中9名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、7

番小笠原章人、8番三谷晴喜委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第6号について事務局より説明をお願いします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料1ページをご覧ください。議案第6号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■の他1筆で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては3月12日に申請代理人立会いのもと、担当委員の小川委員と事務局永野・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は雑種地化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

〔議長〕

それでは、議案第6号について、担当委員が私になっていきますので説明いたします。

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、雑種地・宅地化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

〔8番三谷委員〕

公図を見たところ申請地横にも地番があるが実際は道路だと思うがこれはなぜでしょうか。

〔事務局長〕

こちらについては地籍が終わっておらず、どこに道が通っているかがわかりにくくなっていますが、実際は申請地横については、建物はありません。

他にないでしょうか。

ないようですので、採決をいたします。議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第3議案第7号について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、資料9ページをご覧ください。議案第7号については非農地証明願の申請となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■の他2筆で台帳地目は畑、現況地目は記載のとおりとなっております。申請者は記載のとおりです。

こちらについては3月8日に担当委員の宮川委員と事務局永野・都築で現地確認を行いました。申請地は長年耕作が行われておらず現在は雑種地化しており、今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第7号について担当委員より説明を求めます。3番宮川利重委員。

〔宮川利重委員〕

先ほど事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、山林・宅地化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明のありました議案第7号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決をいたします。議案第7号について、原案の通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第4 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の諮問について、大豊町長より諮問されておりますので、議題といたします。本案件につきましては、新規1件、再設定1件となっております。事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、資料の22ページをご覧ください。案件2件について一括で説明いたします。借受人、貸付人、詳細は利用権設定申出書及び利用権設定関係にてご確認ください。それでは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件について説明いたします。

まず、第1号の基本構想との合致ですが、借受人は継続的に農業経営を行い、また周辺農家との連携を前提として利用権設定を行っており、本町の基本構想に合致しているものと考えます。

続いて第2号ですが、借受人は常時耕作を行っており、同号のイ及びロに掲げる要件を満たしております。

第3号につきましても、同号のイにあります地域の農業者との適切な役割分担により継続的かつ安定的に農業経営を行っております。

第4号についても、当該農地は貸付人の所有地であるため問題ありません。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、諮問案のとおり決定して問題ないと思われまます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について、諮問案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、諮問案のとおり許可することといたします。

次に、日程第5その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、非農地証明願の申請時の添付書類について一部見直しを行ったので皆様にご報告したいと思います。本日お配りしてあります非農地証明願の手続きについてのクリップ留めのものをご覧ください。

相続が未了の場合今までは過半数以上の法定相続人から同意を得た同意書を添付してもらっていましたが、法務局で登記をする際には過半ではなく一人でも可能となっていますので、大豊町も同意を過半ではなく一人でも可能にして運用していこうと思います。

その際同意書と一緒に申立書をつけていただくようにします。

内容としましては相続人を代表して一人の同意となるため、相続に関する一切の責任を申請者の方がとるという内容を記載した申立書をいただこうと思っております。共有地についても同様の対応とします。

〔議長〕

それでは事務局の提案について承認いただける方の挙手をお願いします。

挙手全員ですので提案のとおり承認することといたします。

〔事務局書記〕

次回4月総会の日程については、4月24日（水）10時からを予定しております。よろしくをお願いします。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

それでは以上をもちまして、令和6年第3回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

署名委員 7番 \_\_\_\_\_

署名委員 8番 \_\_\_\_\_